

[事案 22-101] 自動振替貸付等無効確認請求

・平成 23 年 5 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

息子名義（契約者）の保険契約の解約ができず保険料不支払により失効させようとしたところ、自動振替貸付が適用されたとして自動振替貸付の無効を求め申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 8 年、当時未成年の息子(大学生)を契約者・被保険者として、父である自分が保険料を負担し定期付終身保険に加入した。

その後、平成 18 年頃から保険料の支払いをしなくなってきたので、何回か保険契約を自分が解約しようとしたが、契約者でないことを理由に、保険会社が応じないので、平成 21 年 7 月に意図的に保険料の自動引落しができないようにして契約の失効を図ったところ、契約者である息子宛に自動振替貸付(平成 21 年 7 月～22 年 1 月の 6 カ月分の保険料)の通知が届いた。そこで、息子の名で「自動振替貸付を希望せず解約したい」旨通知したが、保険会社からは、契約者からの申し出でないとして拒否された。

下記理由により納得できないので、自動振替貸付が適用された保険料と、(息子から自分に契約者変更した)22 年 2 月以降に口座から引き落としされた保険料を返還してほしい。

- (1)相手方会社より振替不能通知が送達された際に、契約者である息子の名前で、自動振替貸付の不適用の申し出を行っており、自動振替貸付は無効である。
- (2)保険料振替に関する交渉の中で、相手方会社は「そもそも当初から契約は無効である」旨の発言があったので、当初より無効な契約と認め保険料を返還すべきである。

<保険会社の主張>

下記理由により、自動振替貸付の無効、あるいは申立契約を無効とした既払込保険料を返還せよとの請求に応ずることはできない。

- (1)申立人の主張する保険料の立替払い(振替貸付)中止や解約についての申し出は、契約者(当時は申立人の息子)によるものではなかったため、約款の定めに基づき、当該申出に応ずることができなかった。
- (2)当社は、平成 21 年 8 月頃、申立人に連絡して契約者本人の意思確認をしたい旨を伝えたが、申立人はこれに応じなかった。保険会社としては、保険契約の失効につながるような申立人の申し出を前提とした対応はできなかったものであり、申立人の請求には根拠がない。
- (3)当社担当者は、申立人との交渉の中で、そもそも契約の成立がおかしい旨の発言をしていない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記理由により自動振替貸付を無効、あるいは契約を無効とする理由がなく、本件申立内容は認めることはできないことから、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条に

もとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続きを終了した。

- (1) 自動振替貸付に関する約款規定によれば、自動振替貸付の停止については「保険契約者」からの反対申し出が必要であることになっており、相手方会社としては、同約款上、契約者自身の意思確認をしないまま、自動振替貸付を適用しないことはできないことになる。
- (2) 相手方会社は、契約者である申立人の息子の意思確認をしないまま自動振替貸付を停止し、保険を失効させた場合、後にこれによって不利益を受けた申立人の息子より賠償請求される危険性もあることから、相手方会社には、契約者である申立人の息子自身の意思確認を行う実質的な必要性があると考えられる。
- (3) 申立人が主張するような、相手方会社の担当者が契約を無効であると認めた事実は認定できない。